

東大和市国民健康保険事業運営基金条例の一部を改正する条例

東大和市国民健康保険事業運営基金条例（昭和39年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「の目的」を削り、同条中「保険給付その他財源の不足を生じたときの財源」を「国民健康保険事業の健全な運営に必要な資金」に、「事業運営基金」を「東大和市国民健康保険事業運営基金」に改める。

第2条を次のように改める。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算で定める。

第4条中「国民健康保険特別会計歳入歳出予算」を「東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」に改める。

第5条の見出しを「（繰替運用）」に改め、同条中「基金」を「、基金」に改める。

第6条中「次の各号の一に該当する」を「基金は、第1条の趣旨に適合する」に、「基金の」を「、その」に改め、同条各号を削る。

第7条中「を除く」を「の」に、「ついて」を「関し」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。